

陳 情 文 書 表

令和 8 年 第 1 回 (3 月) 岐 阜 市 議 会 定 例 会
 令 和 7 年 1 1 月 2 1 日 从 来
 令 和 8 年 2 月 2 7 日 未 だ

陳 情 番 号	陳情第 1 号
件 名	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情
受 付 年 月 日	令和 7 年 1 1 月 2 5 日
回 付 委 員 会	厚生委員会
<p>(陳 情 要 旨)</p> <p>世界では、移植用臓器の不足を背景に不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面している。</p> <p>この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしている。2008年、国際移植学会 (T T S) 及び国際腎臓学会 (I S N) は、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである。」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである。」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を発表した。また、2008年のイスラエルをはじめ、2010年にスペイン、2015年にイタリア及び台湾、2019年にカナダ及びベルギー、2022年にイギリス、2024年にオーストラリアが、臓器移植に関する法律の制定または改正を行っている。このように国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、また、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めている。</p> <p>我が国においては、2022年12月、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析医学会が、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言 2018 5 学会共同声明」を表明しているが、それに対応する環境整備は不十分であり、国際的な潮流に後れを取っている。</p> <p>公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約 1 6 , 5 0 0 人もの人が移植希望登録を行っているが、臓器の提供は年間で 1 0 0 件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっている。この現状から、海外での臓器移植を求めて渡航する人は後を絶たず、厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後に国内の医療機関に通院している患者の数は、2023年3月末時点で 5 4 3 人となっている。</p> <p>海外での臓器移植については、臓器提供元のはっきりしないあっせんを行っている事業者もあり、依然として危険性が存在している。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対して国の許可を受けずに臓器提供をあっせんしたとして、NPO法人の理事が実刑判決を受けている。</p> <p>さらに、早期の臓器移植を願ってあっせん団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにもかかわらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されている。</p> <p>また、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後に国内の病院での診療を希望したが、病院側が臓器売買や移植ツーリズムに関与しないとの方針により診療を拒否した事例では、この対応を不服とした患者が、医師法第 1 9 条に規定</p>	

する応召義務への違反を主張して病院側に損害賠償を求める裁判を起こした。このように、医療関係者もいきなり訴訟を提起されるリスクを背負うことになるのである。

これらの状況を踏まえ、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強く要請する。

(意見書案文掲載略)

陳 情 番 号	陳情第2号
件 名	国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情
受 付 年 月 日	令和8年1月20日
回 付 委 員 会	経済環境委員会
<p>(陳 情 要 旨)</p> <p>令和5年版防衛白書には、我が国の防衛費を2023年度からの5年間の総額で約43兆円に増加させることに加え、国内総生産（GDP）比で2022年度当時の約1%から2027年度には2%に達するよう所要の措置を講ずることが記載されている。</p> <p>このように防衛費が増額される一方で、令和8年度も米の価格の高騰は収まらない状況が見込まれる。</p> <p>食料安全保障の観点から、国民の主食である米の価格を統制し、米農家の所得の安定を図るべきであり、防衛費からその費用を拠出すべきであると考えらる。</p> <p>また、令和5年度食料・農業・農村白書によれば、自営農業に従事する基幹的農業従事者の数は、2000年の約240万人から2023年には約116万人にまで減少しており、このうち65歳以上が約82万人であって、平均年齢は68.7歳である。10年後の平均年齢は約80歳となり、このままでは日本の農業は消滅する。</p> <p>以上のことから、国民の生活を守るため、国に対し、国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: right;">(意見書案文掲載略)</p>	

陳 情 番 号	陳情第3号
件 名	東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情
受付年月日	令和8年2月9日
回付委員会	総務委員会

(陳 情 要 旨)

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の購読に係る勧誘、配達、集金が無許可で行われていることが以前より問題視されてきたが、特に東京都新宿区の状況がアンケート調査及びメディア報道で公になったことにより、議会関係者のみならず多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっている。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では、庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施、庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認、調査結果に基づく職員への救済措置などを求める陳情、請願が相次いで採択等がされており、令和8年1月現在、全国104自治体において調査や是正措置等の対応が行われている。

これらのアンケート結果を見ると、地方議会議員から政党機関紙の購読勧誘を受けた際に購読しなければならないという心理的な圧力を感じたと回答した職員の割合が、全国平均で57%に上っている。また、現在も購読している職員のうち、購読をやめたいが言い出しにくいと回答した割合が過半数を占めている。

新宿区では、令和7年8月、管理職132人を対象として実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、回答のあった115人のうち85.2%が、区議会議員から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答した。また、そのうち64.3%が心理的な圧力を感じたと回答し、勧誘を受けた管理職のうち50%がやむを得ず購読したと答えた。この調査結果を受け、ある同区議会議員は、議員が職員に対して政党機関紙の購読勧誘、販売、集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じていると指摘して行政に対応を求め、同区は、職員への政党機関紙の購読勧誘や庁舎内での購読料の集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介した。

また、千葉市では、令和7年3月、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、解約を申し出づらいう、周囲の職員への影響に配慮したなどの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいなかった。

現在では政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読及び支払いができる社会環境が整っている。そのため、職員が庁舎内で勧誘、配達、集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっている。

これまで、多くの自治体において、行政としては職員から具体的な相談がないという理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、なかったこととされてきた。しかし、実態調査を行うことにより、行政が職員の本音や実情を把握できるようになった事例が各地で確認されている。岐阜市においても、まずは、職員に対する政党機関紙購読の勧誘行為が行われていないか、また、その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないかということについての現状把握に努めていただきたい。

また、岐阜市庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘、営業に類する行為

は原則として許可制とされている。これは、地方議会議員による政党機関紙購読の勧誘行為についても同様であると考えられることから、同規則の趣旨を踏まえ、地方議会議員に対しても、ルールの遵守について改めて確認する対応を行っていただきたい。

政党機関紙の購読勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向がある。以前から課題として認識されてきた側面はあるが、新宿区等で実態が顕在化したことに鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて議員からの職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう議会として早急な確認を行うとともに、下記事項について行政に要望するよう陳情する。

記

- 1 庁舎内において職員が地方議会議員から政党機関紙の購読勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり断り切れずに購読したりしている実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査、確認すること。
- 2 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう適切な対応を行うこと。

(資料掲載略)

陳 情 番 号	陳情第4号
件 名	迷惑行為防止条例の周知強化及び「安全・安心まちづくり」に資する市民団体としての位置づけに関する陳情
受付年月日	令和8年2月24日
回付委員会	総務委員会

(陳 情 要 旨)

近年、迷惑行為や生活トラブル、地域コミュニティーの希薄化などにより、地域の安心及び安全が揺らいでいるとの声が高まっている。特に、生活ルールの認識の差や地域のつながりの弱体化により、日常的な迷惑行為が深刻化しやすい状況が生まれている。各都道府県が制定している迷惑行為防止条例は、市民の秩序維持やトラブルの未然防止に重要な役割を果たしているにもかかわらず、条例の存在や内容が十分に周知されていないため、条例で対応できることを知らない、または相談先が分からないといった声が多く寄せられている。

そうしたことから、私たちNPO団体東海ポスティングチームは、地域の安心及び安全を守るため、県庁所在地の駅前における迷惑行為防止条例に係る周知チラシの毎月の配布、岐阜県、愛知県、群馬県等、各地域における同様の啓発活動の展開、群馬県のマスコットキャラクター「ぐんまちゃん」の使用許可を得た上での親しみやすい啓発物の作成、2022年度からの公式SNSを通じた全国的な周知活動、岐阜県安全・安心まちづくりボランティアや岐阜市ボランティアセンターへの登録といった取組を継続して実施している。これらの取組は、岐阜市が掲げる安全、安心なまちづくりの施策と方向性が一致しており、当団体と行政との協働によって、さらに効果を高めることができると考える。

しかしながら、岐阜市における現行の市民活動団体登録制度は、5人以上の会員で構成されていること、代表者の氏名を公開すること、事業計画書及び予算書等を提出することなどの要件が定められており、当団体が実施しているような防犯、迷惑行為防止の啓発活動とは適合しづらい側面がある。そのため、岐阜市の既存制度に無理に当てはめるのではなく、岐阜市の安全、安心なまちづくりに資する団体として、岐阜市が判断する適切な枠組みで位置づけていただくことが必要と考える。

地域の安心及び安全は、市民と行政が協働して守るべき公共の価値である。当団体が今後も地道な周知活動を継続し、市とともに安全で秩序あるまちづくりに貢献していくため、下記事項について陳情する。

記

- 1 迷惑行為防止条例について、市の広報媒体、地域連携の場、啓発物などを通じて周知を推進すること。
- 2 当団体を、防犯関連制度、協働制度など市の判断による適切な制度に基づいて、安全、安心なまちづくりに資する市民団体として位置づけること。
- 3 必要に応じて、岐阜市が当団体の行う啓発活動への協力や情報提供を行う体制を検討すること。

(資料掲載略)

陳情番号	陳情第5号
件名	学校給食無償化に関する陳情書
受付年月日	令和8年2月27日
回付委員会	文教委員会

(陳情要旨)

公立小学校の給食費について、2026年度より国から児童1人当たり月5,200円が支援されることが報道されている。

これは、日本国憲法で保障された義務教育の無償の理念の実現にほかならない。また、学校給食の無償化は、岐阜市内でも多くの市民により要望されてきたものである。私たち岐阜・学校給食を考える会の前身である岐阜学校給食無償化署名実行委員会は、数か月で5,000筆を超える署名を集めることができ、岐阜市内で開催したシンポジウムには、3会派の市議会議員を含め100人近い市民の参加を得た。

こうした状況を踏まえ、下記事項について陳情する。

記

- 1 岐阜市の小学校の給食費の完全無償化を実現すること。国からの補助金のみでは財源が不足することもあり得ると思われることから、不足分は市で負担すること。
- 2 給食の質を落とすことがないようにすること。
- 3 中学校の給食費も無償化すること。
- 4 アレルギー等により弁当を持参している児童、生徒などには該当分を支払い、不平等がないようにすること。